

第1回 宇治市歴史的風致維持向上計画検討委員会 議事概要

平成22年3月25日(木)

14:00~16:30

出席者：山崎委員、山路委員、森委員、清水委員（以上、学識委員）

今井委員、山下委員、川村委員、松村委員（随行者下河邊）、中野委員（代理野田室長）、五艘委員、三枝委員、石井委員（以上、行政委員）

事務局（歴史まちづくり推進課：木下課長、杉本主幹、荒川主査、藤井係長、村重主事、鷲田氏、増田氏）

コンサルタント（株）文化財保存計画協会：川口主任研究員、記録）

1. 歴史的風致維持向上計画策定の方針について

○事務局より、歴史まちづくり法の概要と、資料一3の「1. 歴史的風致維持向上計画の策定について」の説明後、質疑。

委員長：歴史まちづくり法は、物理的な環境と、祭りや特別な技能などをセットにするのが特徴かと思う。先走りの質問かもしれないが、この事業は地区を定めていくつかの事業を組み合わせて進むと思うが、歴史的環境形成総合支援事業という新しい事業は、どういった特徴があるのか。

事務局：歴史的環境形成総合支援事業は、歴史まちづくり法をターゲットに新しく創られた事業だと思う。まちなみ景観を維持向上するために特化した事業メニューで、なおかつ地域住民に対してにぎわいを創出するためのソフト事業を組み合わせている。また、行政が実施する事業以外に、商店街などが実施する事業にも、間接的に補助ができるという特徴がある。

行政委員：歴史的風致の定義はむずかしい。宇治市で考えた場合にどんなものになるのか、今わかる範囲で出してもらえると、概念がわかりやすいと思う。

事務局：本日の資料一3の後半で準備しているので、その時議論していただきたい。

学識委員：これまで建造物だけ、自然環境だけ、無形民俗文化財として人が伝承している祭りだけ、というように個別の政策はあったが、地域に住む人々の活動まで全部含めた状態で進めよう、という点は新しいと思う。ただし、私たちがついていく方が大変だろう。総体として、人々の日常性を含めた歴史的風致というものを、これから考えなくてはならないと思う。私の専門は無形民俗文化財ですが、宇治は他地域と比べると意外と少ない。有形の文化財や景観は良いと思うのですが。

今後、人間の営みの総体が重要だという視点を持つことが重要で、それには、お金の問題とか行政の取り組みも重要ではあるが、人々の意識こそが重要である。この場が

どれだけ歴史的な場所であるかという意識を根付かせて、彼らが主体となるよう、我々は醸成させていかなくてはならない。例えば、京都市では遷都 1200 年に行政が中心になって御池通りで京都まつりを作ったり、大阪でも御堂筋でまつりを作ったりしたが、長続きしない。住民意識をいかに高めていくか、それをどう助けていくかを中心に、審議できれば良いと思う。

委員長：歴史まちづくり法は、国交省・農水省・文科省が一緒になって総合的にまちを見直そうということで、この会議も多分野にわたっていて、我々の責任も重いと思う。日本国民は、明治以降、近代化イコール西洋化で、伝統的な暮らしは大事じゃないと教えられてきて、忘れかけた今になって、大事だと言われるようになったようにも思える。市民の側から昔からの生活の良い部分を、生活を豊かにする部分として取り上げて、長生きさせていくことなのかと思う。

学識委員：我々が多分野ではなく、一つの分野であるとの感覚が大事だと思う。これまであまりにも縦割り過ぎて、現実的についていってない面があるが、人間の文化はそもそも縦割りではない。いかにひとつのものとして、一般市民の中から立ち上げていくことが、長続きさせる方法だろう。

副委員長：私の専門は文化人類学という地域の中での人の営みを研究しており、生活という視点で全体を捉えることは賛成である。新しい歴史的環境形成総合支援事業にソフト面の支援があることはわかったが、伝統行事の開催など宇治の場合でも大変になってきてるので、具体的にこういう支援をしますということまで、この計画に盛り込めるのかを知りたい。それともうひとつ、第 5 条の歴史的風致維持向上計画と第 31 条の歴史的風致維持向上地区計画があるが、この委員会では第 5 条にかかる計画を定めて申請するという理解でよいか。そうなると、第 31 条の地区計画や具体的な主体を定めることなどは、どこになるのか。

事務局：今回作る歴史的風致維持向上計画の検討概要として、資料一 3 の p 3 に目次案を提示させていただいた。こちらと歴史的環境形成総合支援事業や町並み環境整備事業、まちづくり交付金などの事業メニューとは関連しているが、実際の補助事業をいただく際はそれぞれ事業計画を定めて国に要望していくことになる。大本になるのは歴史的風致維持向上計画であり、ここで全体の事業期間を決めるが、各年度や個別の内容は、パンフレットに載っているような個別の事業計画で定める。前段となる考え方や方針は、目次案の項目の中を議論する過程で具体化していく、という階層性になるのかなと考えている。

もうひとつ、法律上、歴史的風致維持向上地区計画を定められるようになっている。これは、地区全体をひとつの地区計画で定めることも可能だが、実態の使い方としてはどこかの通りや街区を対象に、一般の都市計画法で定める地区計画の手続きと同様に細かい基準を定めてまちづくりを進める手法の一つである。原則、地域のみなさんの同意をいただいて作っていく必要がある。地区計画に関しては、今回の計画を議論する中で、地区計画のレベルでまちづくりを進める必要がある場所があれば、別の土俵で地域の方と話し合いを進める必要がある。そのためにはまずは、大きなことから詰めていく必要がある。

- 委員長：この委員会は、歴史的風致維持向上計画検討委員会ですが、協議会に移るところまで続いて、協議会になる段階で解散するのか。
- 事務局：今回は任意の検討委員会としてスタートさせていただいた。宇治市の歴史的風致維持向上計画の原案がまとまると、法律に基づいていろいろな意見を聞く必要がある。文化財保護委員会などの委員会の意見や、歴史的風致維持向上協議会があれば、その意見も聞く必要がある。そのため、事業の推進を担保していく法定協議会は、今後作っていくべきだと考えている。基本的にはこの委員会をベースとしながら、文化財や歴史的風致形成建造物の所有者などを含めた法定協議会のありかたも、議論していくことになる。
- 学識委員：歴史的風致の定義を読むと、文化的景観の概念とほとんど同じではないかという気がする。重要文化的景観の選定地区と、今回定められる地区が重なると思うが、両者の概念や制度の使い分けについて、国での議論がわかれば教えていただきたいのと、宇治市における住み分けの考え方を教えていただきたい。
- 事務局：資料ー3の1pで少し触れているが、歴史的風致維持向上計画の作れる場所は、国の重要文化財が含まれていることが条件となっていて、宇治の場合、宇治橋周辺と白川・黄櫻の3つに可能性がある。文化的景観は中宇治地区が重要文化的景観としての選定を受けたが、白川・黄櫻地区への拡大を予定していて、それぞれスキームもテーマも場所もよく似ているので、住み分けを図っていく必要がある。簡単に整理すると、文化的景観は、景観に関する価値付けをいただいたということで、景観法ではその価値付けをいただくための前提条件である景観保全の担保を持っている。その後の事業展開は、歴史的風致維持向上計画によって担保する、いわゆる事業法であると思っている。この計画自体は計画期間を定めるので、一定期間で役割を終えていくもの、事業を行うためにつくるものだと理解している。
- 委員長：私の理解では、表彰をしてもらえるものが文化的景観であり、定義自体は似ているが規制や支援の制度がないので、率直に申し上げて住み分けは基本的に必要ないと思っている。それでは、実際に改善も維持もされないので歴史まちづくり法ができるのではないかと理解している。国指定の文化財があることを一定の枠にして歴史まちづくり法ができていて、国指定の文化財を中心に含みながら、ソフトとハードで実際の事業を進める。私が大事だと思っているのは、市全体の都市計画の中で重点地区を位置づけなさいとあること。景観法ではデザインだけをとりあげて色や形だけを向上しなさいとなっているが、日本の景観の問題は規模や用途にも関わり、デザインだけではすまない話である。歴史まちづくり法によって、都市計画についても一定の見直しがなされて変わると大変良いと思っている。もうひとつ、この制度の特徴はいろんな事業も当てはめて国が補助するが、自ら守るべき地区計画を定めるという規制もあることである。
- 行政委員：たしかに文化的景観は文化財としての選定であり、価値付けが表にでていると思う。歴まち法はひとづくりのソフト面が大きく、都市計画・まちづくり事業が展開するたくさんツールがあるのが、違うと思う。その観点でいうと、資料ー3にある上位計

画としての位置づけの考え方について、確かに総合計画は上位計画ではあるが、その次の枠の中には縦割りの中でつくられた計画があるよう見える。観光や交通とか、景観条例などは一つの規制やツールになるから、歴史的風致維持向上計画の上位計画とするのにひっかかりがあるので、事務局の考えを聞かせてほしい。

事務局：第4次総合計画は、平成23年から始まる第5次総合計画にむけて見直し作業中である。第4次総合計画の時点では、重要文化的景観の選定や太閤堤の発見など想定していなかったものがあり、文化財の活用や歴史まちづくりの推進などを取り込むような計画作りを進めたいところである。上位計画は、国に申請する時点では第5次総合計画に変わっていると思われる。また、確かにご指摘のように、直接的に歴史的風致維持向上計画の上位に位置するか迷ったものがあり、関連計画としての位置づけがふさわしいものは、議論していただく中で、修正していきたいと思っている。

行政委員：景観計画が上位になるかという議論ですが、規制という面ではツールの一つと捉えることもできるが、景観法では景観誘導の主体になるのは、景観行政団体となった市町村ができる。宇治市が景観行政団体となって景観計画をつくり、まずは宇治市が景観を守っていくと示したことをもって、上位としてもいいと思う。歴史的風致維持向上計画はアクションプランであり、期間も限定されて、より具体的な施策が入ってくるという意味では、下位という理解もできると思う。

委員長：上位計画という位置づけよりも、前提条件となる既存計画と考えればよいと思う。もし考え直すべき点があれば、総合的に考えるということでよいと思う。

2. 上位関連計画について

3. 宇治の歴史的風致について

○事務局より、宇治市が今回の計画づくりを行うに至る経緯の説明、歴史まちづくりワークショップの開催や文化財総合把握調査の実施状況の報告、引き続いて資料ー3の「2. 宇治の歴史的風致について」の説明後、質疑。

委員長：前提条件となる既存の計画と、宇治の歴史的風致の素材を説明があった。狭い範囲にずいぶん歴史的な環境と、お祭り・行事等があるものだと拝見した。このほか源氏物語に関わる場所などもあると思う。今の説明に補足して伝統的家屋に関するコメントがあればお願いしたい。

学識委員：今年1年間で、特に三角形部分を中心に建物の調査をした。平安時代の碁盤目状の区画に斜めの道が通った中世頃から、宇治に茶業が入ってきて、茶を中心とする都市域が作られてきた。その特徴が今もよく残っている。まず、都市的な問題としては、古代以来の街区の上に中世以降の町が重なっていて、街区は良く残っているが道は狭あいのため、今後は都市計画・防災上の問題が指摘されるだろう。歴史を活かしたまちづくりの観点からは、いかに防災対策を行い守っていくかが重要ではないかという印象がある。

お茶に関しては、生産農家や茶問屋、それを統轄する茶師に至るまで、第一次産業から第三次産業まですべて集積している。しかも農地まである。建物についても、明らかに町家の敷地ではあるが表構えは農家と思える建物があり、それが同じ通り沿いに茶師の武家屋敷のような建物と並んでいるのは面白い。また、宇治橋通りの両側に江戸時代からの水路があるが、建物の前面が水路に直接接しているため、庇が道路にはみだしている。これを宇治らしい特徴とすると、どう生かし復旧するかということになると、諸問題が発生すると思われる。端的にいうと、都市的ではありながら農家的な要素が密に詰め込まれていて、三角形の都市部ではその特色をどう生かしていくかが課題である。

学識委員：民俗行事に地蔵盆があるが、宇治の特色というよりむしろ京都市の方がたくさんあるのではないか。祭りとしては、基本的に大幣祭と離宮祭ですが、離宮祭は中世から大変形骸化していることと、大幣神事の説明は違う部分が多いというか、神社が称している歴史の説明をそのまま受け入れるには疑問がある。いずれにしても、三角形の通路の中で行われていることが重要であり、これは久世郡の宇治郷と対岸の宇治郡の宇治郷があって、この久世郡の祭りは、京都の祇園祭と同じ性質の祭りである。昔はもっと華やかにたくさんの鉢での重要な祭りで、昔の姿からみると形骸化している。それを今後どう維持していくのか。地蔵盆は宇治の特色と強引に言ってよいのか、若干疑問がある。

委員長：私は、宇治だけの特色でなくとも、伝統的な良さというか、嘗みも大事かと思う。茶壺行列は江戸時代のもので、これも新しいと呼ばれてしまうのか。

学識委員：復活と称して新たにつくられたのは最近で、江戸時代からあった。復活した祭りなら田楽も復活した。

委員長：歴史的環境を楽しむ生活があればよいと、私はおおらかに考えている。形骸化して消えていくのを、なんとか良いものにしようとするのが歴史的風致維持向上計画であり、知恵を絞っていく課題が与えられていると思う。

学識委員：宇治の場合、10年前からもともと宇治を中心だった田楽を復活させている。青年会議所を中心に、住民の中から生まれているのがすばらしい。あくまでも行政は従。お茶壺道中もそうで、町の人が中心になっている活動を行政が育てていくのがよい。

委員長：歴史まちづくりの素地があると理解できる。地元にいるとたいしたことないと思いがちだが、よその人にも聞いていただき、良い面も浮かびあがらせてほしい。

学識委員：歴史的に宇治川の螢狩りは有名だったが、今は見られないで話にあがらない。江戸時代の淨瑠璃の朝顔日記では、男女の出会いの場になっていたとか、そういう昔あった歴史的要素はどう生かされるのだろうか。

委員長：たしかに維持向上計画ですから、復活できるようにするのも面白い。鴨川の二条あたりには螢がいるが宇治川で螢が生きていくような環境づくりも必要かもしれない。

副委員長：宇治神社の還幸祭とともに、離宮祭としての古い記録はあるが、現在の記録がないので学生と一緒に巡回ルートを歩いたりして、記録に取り組んでいる。楳島の氏子さんが多い宇治上神社でも祭りはあるが、ここではそのことに触れてない。

螢の話は、地元の方からよくうかがっていて、志津川では今も実際見られるところが

ある。新しいアイディアをこの計画に盛り込んでいけるなら、宇治の歴史の中で大事にされてきたけれど、遠くなってしまったものを見直す作業ができればよいと思う。鮎以外にも、宇治丸といううなぎのこともあるし、面白いアイディアはたくさん考えられる。住民からのアイディアも、是非出していただきたい。宇治市はまちづくりをいろんなところでやっているので、大きなまちづくりの上に今回のような歴史まちづくりが展開していくのではないかと思う。

委員長：今日ご紹介いただいたこと以外にももっと膨らませて、魅力的な風致を維持向上できるよう考えていただきたい。そろそろまとめてかかりたいと思うが、目次案に対しては特に異論はなかったが、重点地区をどのように決めていくかについて、ご意見はありますか。

事務局：本日の資料自体、前半は宇治市全体で、後半は中宇治に関する資料づくりを行っていて、まずは中宇治から重点地区としてまちづくりを進めたいという、事務局の意向が反映されたものになっている。宇治地区を重点地区に定めたのちに、白川・黄檗に拡大していくことについては、変更申請すれば良いと、国土交通省には聞いている。今後は、その重点エリアをきちんと定めていく必要があるので、順次不足する資料は提出していきたいと考えている。

委員長：最初に、宇治地区を重点地区の候補地として進めることでよろしいか。あと、検討スケジュールについて、この検討委員会は5回開催され、平成23年3月は協議会となっているが、協議会まで続くということになるのか。

事務局：案の作成までがこの検討委員会の役割なので、第5回までということになる。その後は、法定協議会へと移行していきたいと考えている。

委員長：私からのお願いですが、これからのお2～5回までの各会議の課題について示されると、委員の先生も心積もりができると思うのでお願いしたい。

以上